

豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会市民委員の公募による選考要領

1 目的

この要領は、豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則(平成27年豊中市規則第1号)第3条第3項及び第4項の規定に基づく市民委員の公募による選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

市民委員に応募できる者の資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 応募の時点で、豊中市内に在住、在勤または在学する者
- (2) 任期初日において、年齢が18歳以上の者
- (3) 任期の初日において、豊中市議会議員または豊中市職員でない者
- (4) 任期の初日において、豊中市の他の審議会等(審議会等委員の選任に関する指針の対象となる審議会等をいう。)の委員でない者
- (5) 任期の初日において、豊中市市民ホール等施設の指定管理団体職員でない者

3 募集人数

市民委員の募集人数は、2人以内とする。

4 募集方法

市は、「広報とよなか」及び市ホームページに募集記事を掲載するなどし、市民に対して周知を図ることとする。

5 申込方法

市民委員に応募しようとする者は、次に掲げるものを都市活力部文化芸術課が指定する日までに、同課に提出しなければならない。

- (1) 住所、名前、年齢、性別、電話番号、応募理由ならびに勤務先・学校の名称および所在地(在勤・在学者のみ)を記載したもの
- (2) 都市活力部魅力文化創造課が定めるテーマに関する400字以内の作文

6 選考

- (1) 市民委員の選考は、応募者から提出された作文の評価により行うものとする。
- (2) 作文の評価を行うにあたり、選考の客観性等の確保の観点から、学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる。
- (3) 選考の結果、応募者の中から選考することが困難であると判断した場合は、応募者の中から選考しないことができる。
- (4) 選考に関する事務は、都市活力部魅力文化創造課が行うものとする。

7 評価基準

選考にあたっては、下記の評価基準及び配点に基づいて採点を行うものとする。

評価基準	配点	
	基準点	加点
①参加意欲・説得力	基準点	加点
A 豊中市市民ホール等指定管理者による管理にかかる課題について自らも解決に参画するものと考え、行政とともに取り組む積極的な姿勢がみられる。	5点	各1点
B 豊中市市民ホール等指定管理者による管理にかかる課題について自らも解決に参画するものと考え、行政とともに取り組む姿勢がみられる。	3点	
C A・Bのいずれでもない場合（豊中市市民ホール等指定管理者による管理にかかる課題について考える姿勢がみられる場合を含む）。	1点	
②知識・経験に基づく提言	基準点	加点
A 豊中市市民ホール等指定管理者による管理について自らの知識・経験に基づいた具体的かつ建設的な意見を持っており、積極的な提言が期待できる。	5点	各1点
B 豊中市市民ホール等指定管理者による管理について自らの知識・経験に基づいた積極的な提言が期待できる。	3点	
C A・Bのいずれでもない場合（豊中市市民ホール等指定管理者による管理について自らの知識・経験がある場合を含む）。	1点	
③委員会の役割の理解	基準点	加点
A 豊中市市民ホール等指定管理者による管理の現状・課題について関心を持ち、自らの知識・経験に基づく視点から、課題解決に向けて提言する役割を深く理解している。	5点	各1点
B 豊中市市民ホール等指定管理者による管理の現状・課題について関心を持ち、課題解決に向けて提言する役割を深く理解している。	3点	
C A・Bのいずれでもない場合（豊中市市民ホール等指定管理者による管理の現状・課題について関心を持ち提言する役割を理解している部分は認められる場合を含む）。	1点	

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

9 委任

この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）4月1日から実施する。

この要領は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。